
栗東市人権擁護計画

改定

平成29年9月

栗東市

市民憲章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一、教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一、若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一、心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一、隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

栗東市人権擁護都市宣言

人権とは人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにもっている基本的な権利です。

わたくしたち栗東市民は、日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民が平等に生きる権利を保障する。

よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

平成3年3月22日

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の基本理念	3
3	計画の位置づけと役割	3
4	計画の期間	4
5	計画の骨格・施策の体系	5

第2章 基本施策の推進

1	あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進	6
2	人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実	8
3	人権を基本とする行政施策	9
4	人権問題に対する取組の推進	
4-1	同和問題	10
4-2	女性	12
4-3	子ども	14
4-4	高齢者	16
4-5	障がいのある人	18
4-6	外国人	20
4-7	インターネットによる人権侵害	22
4-8	さまざまな人権問題	23

第3章 計画の推進に向けて

1	計画の推進	24
2	計画の進捗管理	24
3	関係機関・団体などとの協働・連携	24

《参考資料》

用語説明(文中に※印)	25
栗東市人権擁護に関する条例	29
栗東市人権擁護審議会に関する規則	31
栗東市人権擁護審議会名簿	33
日本国憲法(抜粋)	34
世界人権宣言	38
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	43

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国内外の動向

国連では、第2次世界大戦による悲劇と破壊を二度と繰り返さないという反省に立ち、人権及び自由を尊重し確保するために、世界のすべての人と国が達成すべき共通の基準となる「世界人権宣言」を昭和23年（1948年）に採択されました。

その後、「世界人権宣言」を実効性のあるものとするために「国際人権規約」が採択されるとともに、「人種差別撤廃条約」や「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者の権利に関する条約」など、個別の人権・差別の問題に対応するための条約が採択されてきています。

平成6年（1994年）には、「世界人権宣言」採択から45年を契機として、それまでの人権活動の成果の検証と今後取組むべき方向性に関する協議が行われ、さらなる人権尊重の意識の醸成、差別の撤廃に関する取組を進める上で人権教育の重要性があげられました。このことを受けて、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と定め、各国において行動計画が策定され、個別の人権課題に対する具体的な取組が進められてきました。

「人権教育のための国連10年」の取組を踏まえ、引き続き人権教育を推進していくことを目的として、平成16年（2004年）に「人権教育のための世界計画」が採択され、初等・中等教育、高等教育のための人権教育、教育者や公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムなどが年次計画として展開されています。

日本では、昭和22年（1947年）5月3日に「日本国憲法」が施行され、国民主権・平和主義とともに基本的人権の尊重の追求を憲法の基本原則の一つとし、個人の尊厳の追求を基本原理と掲げています。その具現化を図るため、日本でも平成6年（1994年）に「子どもの権利条約」、平成7年（1995年）に「人権差別撤廃条約」などをはじめとして、国連の14条約を批准し、それに伴う国内法制度の整備・改革を進め、個人の尊重・人権擁護・差別撤廃に関する取組が進められてきました。平成9年（1997年）には「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定され、平成12年（2000年）には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であることを明らかにするとともに、平成14年（2002年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」により、施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。

また、分野別の人権施策についても、それぞれの個別法や計画の整備が進められ、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）などが新たに策定されています。

県では、「人権教育のための国連10年」を受けて、平成10年（1998年）に「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」を策定され、人権教育の積極的な取組を進めてきました。

平成13年（2001年）には、すべての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざして「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行され、人権尊重の社会づくりに向けた施策の積極的な推進を県の責務と規定されています。

こうした流れを受けて、平成15年（2003年）には人権施策の総合的な推進を図るための方針となる「滋賀県人権施策基本方針」、平成16年（2004年）には「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」が策定されました。

また、平成23年（2011年）には、複雑・多様化する人権問題への対応を県が一丸となって取組むための方策を定めた「滋賀県人権施策推進計画」が策定され、平成28年（2016年）3月には、計画の見直しによる改定が行われました。

（２）本市のこれまでの取組と計画策定の趣旨

本市では、昭和49年（1974年）に「同和教育推進長期計画」を策定して、同和教育の解決に向けた取組を重要施策と掲げ、すべての市民が住みよいまちづくりに取組んできました。以降、同和教育の解決に向けた教育・啓発を進めるため、昭和56年（1981年）には「第一次ピラミッド計画」を策定しました。その後、平成13年（2001年）に「人権・同和教育推進5カ年計画（輝く未来計画）」と名称を変更しながら4度にわたって改定し、人権課題の解決に向けた取組を展開してきました。

平成3年（1991年）には「栗東市人権擁護都市宣言」、平成8年（1996年）には「栗東市人権擁護に関する条例」を定め、あらゆる社会的差別や人権侵害をなくし、市民の人権意識の高揚を図ることで、市民一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、差別のない明るい地域の実現をめざした取組を進めてきました。平成11年（1999年）には、同和教育や障がいのある人、女性、外国人、高齢者、子どもなど、さまざまな人に関する人権意識の醸成と高揚、各分野における人権問題への対応の方向性を定めた「人権教育のための国連10年栗東市行動計画」を策定し、人権教育・啓発に重点を置いた取組を推進してきました。

こうした流れを受けて、平成22年（2010年）には、人権施策や人権・同和教育とその啓発、人権擁護の推進などに向けた取組の方向性を一層明確に示した「第五次栗東市総合計画」を策定するとともに、これまでの取組の成果と課題を検証し、「栗東市人権擁護に関する条例」に基づいて、平成24年（2012年）3月に人権施策の推進指針となる「栗東市人権擁護計画」を策定し取組を進めてきました。

しかし、社会情勢の変化が著しく、人権を取り巻く課題は複雑・多様化し、インターネットによる人権侵害*など新たな人権課題が発生しています。また、平成27年（2015年）に、「人権・同和教育に関する住民意識調査」を実施した結果、市民の意識の中に人権尊重の考え方や人権を尊重しようとする風潮はあるものの、積極的に課題解決に関わろうとする行動に結びついていないなどの課題が明らかになりました。

今回、「栗東市人権擁護計画」が5年目を迎えたことから、市民意識調査の結果を踏まえつつ、現在の様々な人権課題の状況および社会情勢の変化や法令などの整備に対応した見直しを行い、改定するものです。

2 計画の基本理念

本市の「第五次栗東市総合計画」では、将来都市像を「ひと・まち・環境 ともに育む『健やか・にぎわい都市』栗東」と掲げ、その実現に向けてまちづくりの基本目標を次のように掲げています。

人権施策に関する分野については、まちづくりの基本目標「安全・安心のまち」の「基本政策1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまち」の中で、「施策1 人権を尊重するまちづくり」として位置づけています。

本市では、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を市政の重要施策として位置づけ、その具現化に向けた取組を総合的に推進してきました。その結果、人権問題に対する市民の理解や認識が深まりつつあります。

しかしながら、人権感覚が高まりつつあるものの新たな人権問題も生じていることから、人権を尊重するまちづくりの推進に向けて、市民一人ひとりの「人権感覚と人権擁護の意識」の高揚を図ることが重要です。この計画を策定し、社会に存在するさまざまな差別や偏見の現実を深く知り、自らの人権だけでなく他人の人権についても考え、理解し、互いの人権を尊重しあう人権感覚の醸成を図ります。

こうしたことを踏まえ、本計画は、「第五次栗東市総合計画」が定めるまちづくり・政策の方向性を具体的な取組へとつなぐことを重視し「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり」を計画の基本理念とします。

基本理念

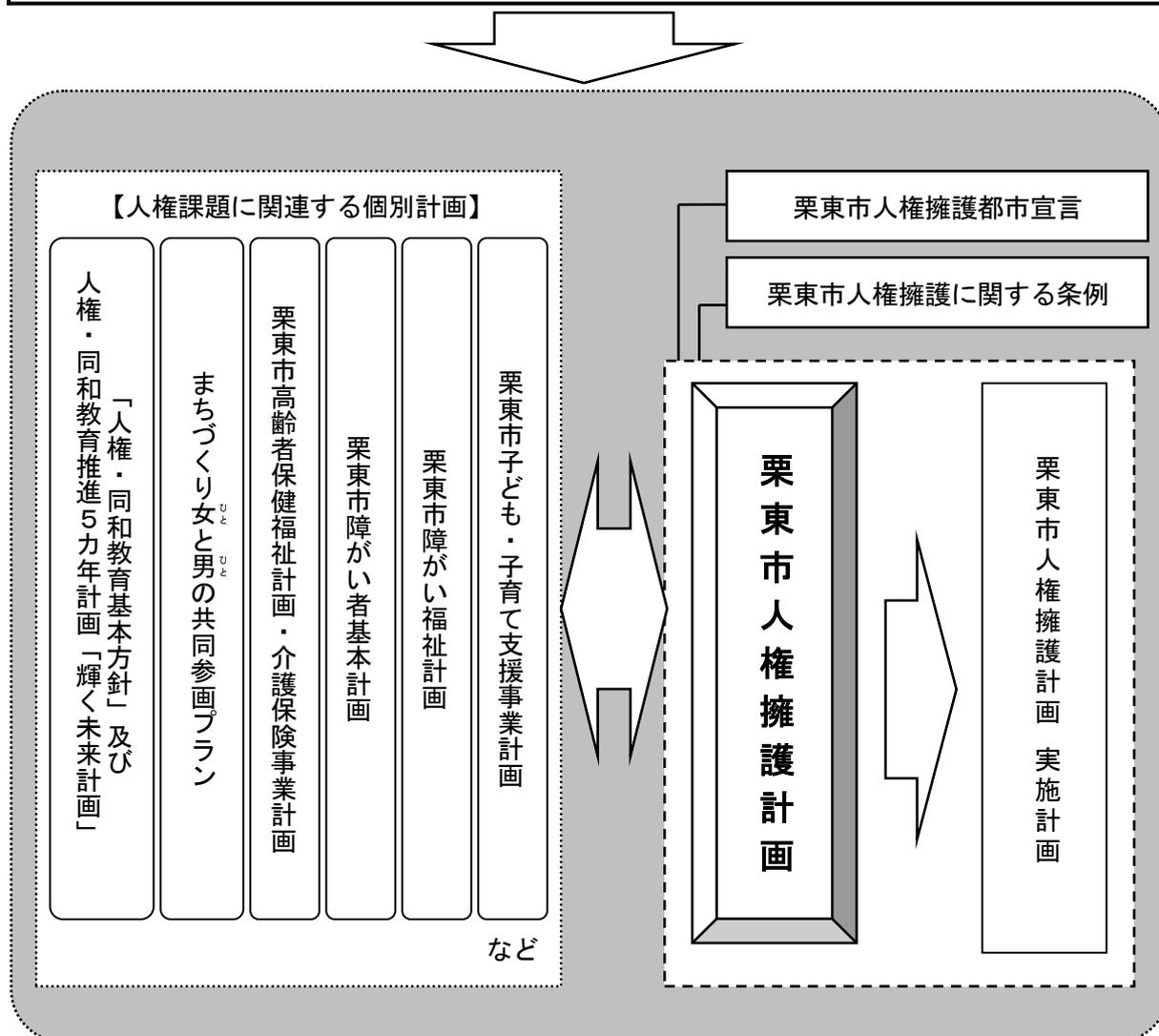
一人ひとりの人権を尊重するまちづくり

3 計画の位置づけと役割

本計画は、平成10年（1998年）10月1日から平成21年（2009年）3月31日までを計画期間とした「人権教育のための国連10年栗東市行動計画」の取組を継承し、本市のまちづくりの取組の方向性を示した「第五次栗東市総合計画」の個別計画として、人権課題別に進めている「人権・同和教育基本方針」及び「人権・同和教育推進5カ年計画『輝く未来計画』」や「まちづくり^{ひと}と^{ひと}男の共同参画プラン」、「栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「栗東市障がい者基本計画」、「栗東市障がい福祉計画」、「栗東市子ども・子育て支援事業計画」との連携を図る役割を有しています。

さらに、本計画で定めた基本的な取組を各分野において具体的に推進するため、人権関連事業を明らかにした実施計画を策定していきます。

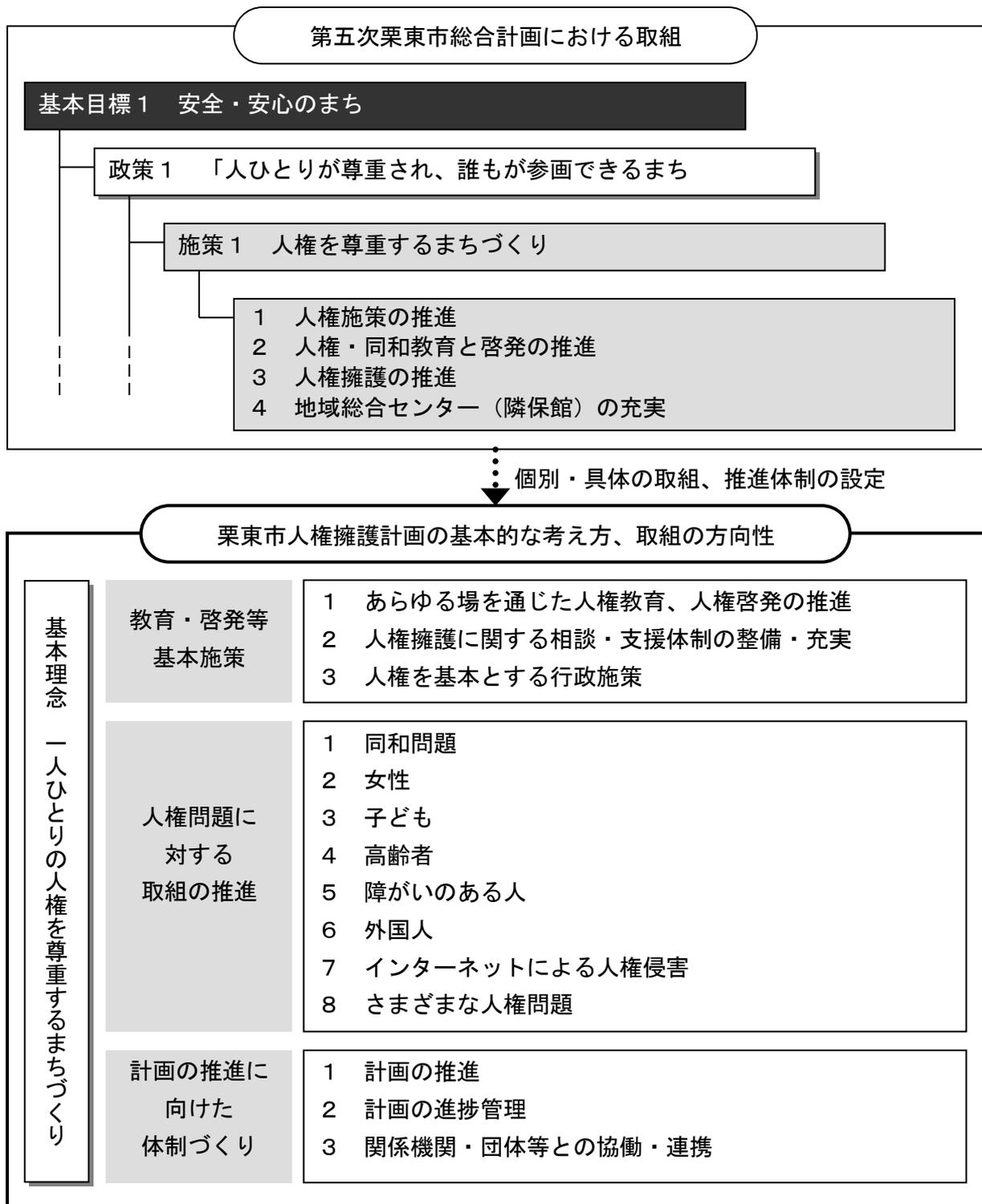
第五次栗東市総合計画



4 計画の期間

計画の期間は、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間として、国内外での法制度の改正、社会情勢の変化、本計画の取組の進捗状況などに対応するため、計画の中間年である平成29年（2017年）に見直しを行いました。

5 計画の骨格・施策の体系



第2章 基本施策の推進

1 あらゆる場を通じた人権教育、人権啓発の推進

あらゆる分野の人権問題をなくし、すべての人びとの基本的人権が守られ、互いの人権を尊重しあい、共生する社会の実現には、一人ひとりが自らの人権だけでなく、他者の人権を理解し、大切にす意識の醸成と行動することが必要です。

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」であることから、就学前保育・教育、学校教育、社会教育などを通じて、幼児期からの成長・発達段階、地域の実情などを踏まえて実施していくものです。

また、人権啓発は、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」であることから、人権に関わる様々な問題を知り、一人ひとりが自己と他者の人権を尊重することの大切さ、他者の痛みを我がこととして実感できる人権感覚の形成などに資する取組を進めるものです。

一人ひとりが家庭や地域、職場など、あらゆる場を通じて人権問題に関する教育や啓発によって、人権尊重の理念について正しい理解を深める必要があります。

本市では、「人権・同和教育推進5カ年計画『輝く未来計画』」をその時代と新たに直面する課題解決に向けて策定し、部落差別をはじめとするあらゆる差別や人権侵害をなくし、市民の人権意識の高揚を図ることで、市民一人ひとりが互いの人権を尊重しあい、差別のない明るい地域の実現をめざした人権教育・人権啓発を推進してきました。

しかし、近年の情報分野をはじめとする科学技術の著しい発展や、経済のグローバル化・ボーダレス化の進展、急速な少子高齢化の進行に伴う人々の価値観の多様化を背景として、インターネットを悪用した人権侵害、LGBT*に対する差別や偏見、東日本大震災における被災者へのいじめや差別など、従来の仕組みでは対応しきれない新たな課題や問題が次々と発生しています。これまでから、家族形態の多様化により家族の絆の希薄化や地域社会のつながりの低下により、他者への無関心や相互不干渉の風潮が広まる中で社会全体の規範意識の低下が懸念されています。

このような中、昨今の厳しい経済や雇用の不安定化と相まって、貧困や格差が大きな社会問題となり、社会から孤立する人が増えています。これらは、自殺者数の増加をはじめ、社会的に弱い立場にある人々を被害者とする生命や身体の安全にかかわる重大事件の発生や長時間・過重労働やハラスメントなど労働環境にかかわる人権を無視した雇用問題などの要因となっていることが考えられます。

こうした社会の変化のなか、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い尊重することが重要です。さまざまな人権問題、偏見や差別に関する正しい知識と理解を深め、人権を市民一人ひとりが自らのものと捉え、他者との共生・共感の大切さを真に実感できるような人権教育・啓発活動を推進していくことが必要です。

(1) 就学前保育・教育、学校教育における人権・同和教育の推進

子どもが自尊感情^{*}を育み、互いの人格を尊重しあい、生きる力を育む人権・同和教育を進めます。

保育園や幼稚園、幼児園においては、栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に沿って、発達段階にあわせた人権教育を推進し、保護者との連携を図り、園や家庭において自分や他人を思いやる心を育てる就学前保育・教育を進めます。

小中学校においては、同じく栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に沿った取組により、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について正しい知識を身につけさせるとともに、差別の不合理さに気づく人権感覚や差別をなくしていこうとする実践的態度の育成に努めます。

また、保育士、教職員においても、教育実践や啓発方法の交流、学校・園内研修の充実に努め、指導力の向上を図ります。

(2) 社会教育における人権教育の推進

人権問題についての正しい理解と認識を培い、自らの生き方に関わる問題として受け止めるとともに、人権尊重の精神を日常の生活に生かしていくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努め、差別や偏見のない住みよい明るいまちづくりを進めます。

(3) 市民への人権啓発の推進

市民に、家庭や地域、職場などのあらゆる場で様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権を尊重することの大切さや命の尊さについて呼びかけていきます。また、参加者の裾野を広げることができるよう内容を検討していき、人権感覚の高揚と幅広い啓発が図れるよう、引き続き内容を精査しながら取組を進めます。

(4) 企業への人権啓発の推進

経済活動のグローバル化や女性の社会進出が進む中、企業は社会を構成する一員として、ダイバーシティ^{*}の推進も含めて、人権や環境などに配慮して行動することが重要です。

すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、企業が社会的責任を自覚し、社内の推進体制を整備し、人権を大切にせる企業風土や、人権尊重の意識が高い職場づくりに積極的に取組が行われるよう、国や県とも連携して企業啓発に努めます。

(5) 人権との関わり深い職種における人権教育の推進

市職員や教育関係者などにおいては、人権尊重の視点に立った職務の遂行と、一人ひとりの職員が差別を許さず、差別を「しない」から差別を「なくす」主体者としての行動が求められています。このため、体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施して、引き続き人権感覚豊かな職員の育成に努めます。

2 人権擁護に関する相談・支援体制の整備・充実

あらゆる分野の人権問題の解決、偏見や差別の解消に向けた教育・啓発活動が展開されているにも関わらず、日常生活においては、さまざまな場面で不当な差別や名誉の毀損、虐待などの人権侵害が発生しています。

こうした状況に対応し、被害者、あるいはこうした問題を発見・目撃した人が相談・通報し、問題の解決に向けた取組が迅速かつ的確に行われる体制を充実させていく必要があります。

当事者が差別を複合的に抱えるなど人権問題が多様化・複雑化する現在にあつては、分野ごとの相談窓口・機関での対応では問題解決が難しいケースもあることから、関係機関が相互に連携しあい、よりの確な対応ができるようにすることが求められています。

問題の根本的な解決を図り、被害者の人権が回復され、生命の危機から救済されるようにするには、広く相談窓口・機関の周知を徹底し、万が一の際に誰もが安心して相談ができる環境づくりが必要です。

(1) 相談事業の市民への周知・情報提供

人権侵害に関わる相談・支援、また人権に関する総合的な窓口として国では法務局、県では（公財）滋賀県人権センターを含めて専門的な相談窓口が設けられており、本市においても人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を実施しています。人権侵害を受けたと感じた人が、相談窓口の存在を知らずに一人で悩みを抱えることがないように、様々な機会や広報媒体を活用して、市民への人権相談事業の周知や情報提供に努めます。

(2) 関係機関との連携

市内の個々の相談窓口では対応が困難な場合や、他の専門的な相談機関で対応することが適切な場合には、円滑に他の適切な相談窓口へつなげるよう各相談機関との連携を図ります。

(3) 相談員・関係職員の資質の向上

相談実務のスキルアップを図るとともに、相談員・関係職員の人権意識を高揚する必要があることから、それぞれに応じた研修会に参加し、構成機関相互の連携強化や情報共有を図り、相談員や関係職員の資質の向上に努めます。

3 人権を基本とする行政施策

行政事務・サービスは、すべての人を対象として実施するものであり、憲法が定める基本的人権の尊重の理念がその基礎になければなりません。

特定の部局だけが人権に関わっているのではなく、環境、福祉、教育、都市計画、住宅や道路・上下水道整備など、またそのような仕事を支える業務を含め、すべての部局が人権の確立に関わる仕事をしているという視点に立つとともに、全庁的な連携体制のもと、総合行政を推進していく必要があります。

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

差別されている当事者の思いや複合的な困難に対する認識を深めるためには、様々な人権問題を理解し、自らに関わる事柄としての認識を身に付けることが重要です。

人権を基本とする行政は、日常の業務はもちろんのことすべての施策の企画から実施にいたる全過程を通して、人権尊重の視点に立った行政を推進します。

(2) 個人情報保護

市民の個人情報を取り扱う職員として「栗東市個人情報保護条例」などにに基づき、市民の基本的人権を尊重し、市の保有する個人情報の保護に努めます。

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

すべての市民が住み慣れた地域において、快適で、安全・安心して暮らせる都市環境を整備するため、公共施設や道路、公共交通機関などのバリアフリー化[※]を推進・促進する必要があり、加えて、ユニバーサルデザイン[※]によるまちづくりを推進します。

また、災害時には、被災者一人ひとりの人権の確保や基本的な生活を営むことが保障されるよう、それぞれの視点に立った取組を進めます。

4 人権問題に対する取組の推進

4-1 同和問題

同和問題は日本固有の人権問題であり、憲法で定められた基本的人権・法の下での平等が侵害され、国民としての権利や自由が保障されていない深刻かつ重大な社会問題です。

国では、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」、昭和57年（1982年）に「地域改善対策特別措置法」、昭和62年（1987年）に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」がそれぞれ施行され、これらの法律に基づき、国及び地方公共団体は住環境や福祉施設の整備などの地域改善対策への取組が進められてきました。

また、根本的な問題解決に向けて、知識の普及、人権意識の高揚に向けた教育・啓発に関する取組も進められてきました。

こうした取組を通じて、住環境の整備など生活環境の改善はなされ、平成14年（2002年）に「地対財特法」が失効し、国策としての同和対策事業は終結を迎えました。

しかし、結婚や就職の際の差別、土地差別といった同和地区・住民に対する忌避意識のほか、えせ同和行為^{*}、インターネット上での地名総鑑の掲示など、依然として差別の根本的な解消には至っていません。

こうしたなか、平成28年（2016年）12月に部落差別のない社会を実現するため、部落差別の解消に向けた「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が成立したところです。

本市では、同和問題の解決に向けた取組を重要課題と位置づけ、市民、企業、団体、学校・園、市職員、教職員など、各方面にわたる教育・啓発活動を長年にわたって行ってきています。

その結果、「人権・同和問題に関する住民意識調査」によると、「同和問題についてはじめて知ったきっかけ」を「学校の授業で教わった」と回答した人が、平成22年度の36.9%から平成27年度では41.3%に増加しており、同和問題を正しく理解するきっかけを得られた人の割合が増えていることから、同和問題解決に向けての機運が高まりつつあります。

しかしながら、「住宅を選ぶ際の条件として、近隣に同和地区があった場合」との質問に対して、「避ける」または「どちらかといえば避ける」と答えた人は、合わせて33.1%で、同和問題に関する忌避意識^{*}が根強く残っている結果が判明しました。また、毎年自治会ごとに開催している地区別懇談会に一度も参加したことがない市民が5割を占めていること、参加者の固定化、「寝た子を起こすな^{*}」論的な考えを持っている人もみられ、差別事象が発生していることから、さらに正しい知識と理解を浸透する必要があります。

引き続き、教育・啓発のさらなる充実を図るとともに、各種事業などを周知し、市民などの参加を促進することで、正しい知識の普及と理解を広める取組を展開し、部落差別の解消と同和問題の解決をめざします。

(1) 人権・同和教育の推進

地域の実態に即した人権・同和教育の推進に努め、人権・同和教育推進組織、就学前保育・教育、学校教育、社会教育と連携し、組織的な取組を促進することで、市民一人ひとりの人権感覚・人権擁護の意識の高揚を図ります。また、「栗東市人権・同和教育基本方針」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市職員、教職員に対する人権・同和教育研修の実施、充実を図ります。

(2) 同和問題の正しい理解と認識に向けた啓発の推進

「部落差別解消推進法」に基づき、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、地区別懇談会や講演会など各種研修会を通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対して正しい知識と理解を深めることで、市民一人ひとりが同和問題解決の主体者であることを訴えます。そして市民意識として根強く残っている「忌避意識」や「寝た子をおこすな」論に対して、国・県をはじめとして関係機関とネットワークを広げて差別意識の払拭のための啓発活動への取組を推進します。

企業においては、全従業員が同和問題を正しく理解するため、研修会の開催や学習の機会をつくり、あらゆる差別を許さない職場環境づくり、働きやすい職場づくりの実践とともに、採用選考の適正なシステムの確立が求められます。企業への訪問活動などにより、企業における主体的な取組を働きかけ、情報提供などを行い、あらゆる差別を許さない職場環境づくりに向けた取組を促進します。

(3) 地域総合センター（隣保館）事業の充実

部落差別をはじめとするあらゆる差別の完全撤廃をめざすために、「社会的排除」から「社会的包括」を展望した「福祉と人権のまちづくり」の発信拠点として、「ひだまりの家」における事業の充実を図ります。特に、人権啓発の住民交流の拠点として、人権課題の解決のための各種事業を総合的に推進し、人と人がつながることで、相手の存在を深く理解できるような場としていきます。

(4) えせ同和行為の排除

同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識と、適切な対応がされるよう企業・事業所に啓発するとともに、関係機関と連携しながら排除へ向けた取組を推進します。

4-2 女性

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、「女子差別撤廃条約」は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。このため、「男女雇用機会均等法」をはじめとして、「男女共同参画社会基本法」や「ストーカー規制法」、「配偶者暴力防止法」、「育児・介護休業法改正法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの法整備を進め、女性差別・男女間格差の是正・解消に向けた取組が進められてきました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は依然として残っており、女性が家事や育児、介護を担っている実態がみられます。また、職場での採用・昇進・給与に関わる男女の格差・差別も依然として存在し、女性の社会進出を阻む要因にもなっています。このため、仕事と家庭を、地域生活との両立、能力を十分に発揮できるような取組、事業主や職場での意識改革などを進め、男女ともにワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）を実現し、いきいきと暮らせる環境づくりが求められています。

さらに、配偶者・パートナー間で身体的・精神的・性的な暴力を加えるなどのドメスティック・バイオレンス*の被害、セクシュアル・ハラスメント*などが社会問題となっていることから、暴力が許されない社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を図る必要があります。

本市においては、平成7年（1995年）に「まちづくり^{ひと}女と男^{ひと}の共同参画プラン」を策定し、以後5年毎に改訂しています。また、平成14年（2002年）には、「栗東市男女共同参画都市」の宣言を行い、家庭、地域、学校、職場などにおいて、市民と行政が一体となり、男女共同参画社会の実現に向けた体系的な取組を推進していくとともに、その機運を広く醸成する取組を進めてきました。その結果、「男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査結果」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合が、平成21年（2009年）度の50.6%から平成26年（2014年）度では55.6%に増加しており、固定的性別役割分担意識に同感しないという意識の醸成がうかがえます。

しかし、社会通念、慣習、しきたりなどにおいて男性が優遇されていると感じている人が約8割占めており、政治の場や職場の中での不平等感も強く、男女の役割分担意識が今もなお残っています。

市民一人ひとりが固定的な性別役割分担意識や女性に対する差別、偏見を解消し、男女がともに役割も責任も分かち合い、その個性と能力が発揮でき、多様性を認め合える「女（ひと）と男（ひと）が、ともに歩み、ともに輝く社会」をめざします。

(1) 男女共同参画・人権尊重に向けた意識づくり

市民一人ひとりが性別にとらわれることなく、互いに個性を尊重し、家庭生活や地域社会を男女がともに担っていくことの重要性が理解される意識づくりに向けて、「まちづくり女と男の共同参画プラン」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、男女平等の実現や女性の地位向上に向けて、市の審議会や委員会をはじめ、地域団体や事業者などにおける女性の参画を促進するとともに、女性が市政や議会への関心を持つような機会を増やすことにより、女性が政策・方針決定の場に参画しやすい環境づくりをめざします。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識に基づく考え方や習慣が、地域社会の様々な活動における支障とならないよう、これらを見直すための地域における活動や学習機会の充実を図ります。また、仕事と子育て、介護、地域生活との両立支援に向けた各種制度やサービスの周知を図り、社会全体の意識づくりや環境づくりを進めます。

(3) 働く場における男女共同参画の推進

一人ひとりが希望するバランスで仕事と家庭生活との調和が図られるよう、就労の場における支援の充実や情報提供を図ります。

男女がともに安心して働くために、企業や事業所に対して、長時間労働などの働き方を見直す取組の啓発を行い、男性が仕事だけでなく家庭や地域の活動に参画できるとともに、女性が出産・育児期においても仕事が継続できるよう、仕事と家庭・地域生活の両立に向けて社会全体の意識づくりや環境づくりを進めます。また、職場において、昇級や賃金などの男女格差の解消をめざし、企業や事業所への啓発や広報活動を今後も継続的に実施し、周知に努めます。

(4) 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力の防止について、家庭や地域、職場において、啓発や家庭教育などを支援する学習機会を充実することで、社会全体の意識づくりをめざします。また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー被害などにより、心身に有害な影響を及ぼし個人の尊厳を侵害されている実情があることから、一人で悩み孤立することのないよう相談窓口の周知と相談体制を充実させ、被害者の早期発見につながるよう関係機関との連携強化に努めます。

4-3 子ども

平成元年（1989年）、国連の総会において「子どもの権利条約」が採択され、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」と位置付けられ、日本は平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

しかし、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化・ひとり親家庭などの家族形態の多様化、子育ての孤立化や地域コミュニティの希薄化、地域や家庭での子育て・教育力の低下、貧困を原因とする学力格差の拡大など、子どもの成長と発達にとって益々厳しいものへと変化してきました。

こうした背景による子育ての負担感や不安感が増大し、幼児や児童への虐待や育児放棄をはじめ、いじめや引きこもり、不登校、深夜の徘徊、教師による体罰など学校・教育現場が抱える問題が社会的問題となっています。

また、スマートフォンなどインターネットを利用する手段の急速な普及により、インターネットを介しての悪質ないじめや有害サイトにアクセスすることで子どもが事件に巻き込まれるなど、子どもの人権と生命を侵害する状況が生じています。

本市では、平成27年（2015年）から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことを受け、「栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援の更なる充実を目指して、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育つ地域社会づくり、地域で子育てや子育て家庭を支える仕組みの構築に向けた取組を進めています。

また、平成25年（2013年）には、「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止・早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「栗東市いじめ防止基本方針」を制定し取組を進めています。

児童虐待やいじめなど、子どもの人権が侵害され、生命が危機にさらされる問題が社会問題化している中で、子どもの人権に関する啓発と保障に向けた取組の強化に努めていく必要があります。

また、子どもの貧困については、平成26年（2014年）に「子どもの貧困対策法」が施行されました。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するために、教育の支援・生活支援・保護者に対する就労支援・経済的な支援などの充実を図るとともに、関係機関が幅広く連携した取組の強化に努めていく必要があります。

子どもの人権を守り、子どもの人権を大切にすることを育て、子どもがより自尊感情を育み、自己肯定感を高め、互いに人権を尊重できる社会をめざします。

(1) 子どもの人権を尊重する意識啓発と安全を守る取組の推進

子どもの人権や権利に関する啓発や学習の機会をつくり、子どもの人権を大切にする意識づくりを推進します。家庭、学校、地域社会、企業などと連携し、子どもの人権について語り合い理解する機会を数多く設けるとともに、「栗東市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進します。

特に、児童虐待や育児放棄は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、虐待通告義務への理解を深めるための啓発や虐待防止対策の強化に努めます。

また、早期発見のための協力を働きかけるとともに要保護児童対策地域協議会との連携強化を図ります。

(2) 子どもの人権に配慮した保育・教育の推進

学校・園では、子どもの人権に十分配慮し、子ども一人ひとりの人格を尊重して教育を行います。また、あらゆる機会を通じて、子どもが互いに人権を尊重し、高めあう保育・教育を推進します。

保育士、教職員は豊かな感性と愛情を持って子どもと関わり、信頼関係を築くため常に自らの人間性や専門性の向上に努めます。

(3) いじめや不登校などへの取組の強化

「栗東市いじめ防止基本方針」に基づき、学校が組織的に対応することはもとより、関係機関や地域社会も含めて取組を進めます。また、いじめや不登校などの早期発見と対処に向け、児童生徒支援室や家庭児童相談室だけでなく、地域・家庭・学校・専門機関との連携を強化し、相談・支援機能の充実を図ります。

(4) 障がいのある子どもと発達の気になる子どもへの支援

自己と他者をともに大切にするインクルーシブ*教育を推進し、発達段階に応じた指導や就学相談の充実を図るとともに、障がいのある子ども、発達やコミュニケーションに課題を抱える子どもと保護者の支援を関係機関との連携のもとで推進します。

(5) 安心して子どもを育てる環境づくりへの取組の推進

子育て世代の悩みの軽減や支援のために関係機関と連携し、相談体制の充実に努め、悩みの解消をめざします。特に、ひとり親家庭などの家族形態の多様化により、子育ての不安感や負担感を抱える家庭に対しては、それぞれの家庭の実情に応じた支援ができるよう関係機関との連携を強め、就労相談や家事支援など自立の促進を図ります。

また、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が増えるなか、子どもを対象にした安全・防犯教育を実施し、家庭・学校・地域と関係機関が連携して子どもの命を守るため、安全対策の充実を図ります。

4-4 高齢者

日本の総人口に占める65歳以上の割合は、高齢社会白書によると平成22年（2010年）10月1日現在で23.1%となっております。昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までに生まれた「団塊の世代」が65歳以上になった平成27年（2015年）には26.7%を占め、世界で最も高い高齢化率となりました。さらに「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）には30%を超え、国民の約3割が高齢者になると予想されています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加するとともに、介護が必要な高齢者も増加しており、高齢者のみの世帯では「老老介護」や遠距離介護、孤立死の問題がみられます。また、介護の現場では、家族や福祉職員による虐待や介護放棄が社会問題となっています。

さらに、認知症高齢者をはじめ、判断能力が十分でない高齢者を狙った悪徳商法や、振り込め詐欺などの事件が増加しており、社会的に弱い立場にある高齢者や判断能力が十分でない高齢者の尊厳と権利を守るための仕組みの強化が求められています。

他方、高齢者は、長年の人生の中で培ってきた経験や能力を豊富に備えており、老後においてもその人らしくいきいきとした暮らしを送れるよう、社会参加や経験などを発揮する機会を充実させる必要があります。また、平成24（2012年）には高齢者雇用安定法が改正され、65歳未満の定年を定めている事業主が定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」について、原則として希望者全員を対象者とする措置に変更されました。

日本では、来るべき高齢社会の政策の基本理念を定めた「高齢社会対策基本法」を平成7年（1995年）に制定し、以降、「介護保険法」、「高齢者虐待防止法」が整備され、社会で介護を支える仕組み、高齢者に対する虐待の防止・通報体制の整備が進められてきました。

また、平成37年（2025年）には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症高齢者になると見込まれ、平成27年（2015年）には「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定したところです。

本市においては、平成11年度（1999年度）に「第1期栗東市高齢者保健福祉計画」を策定して以降、現在「第6期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。高齢者が住み慣れた地域で家族や友人と共に健康で生きがいをもって安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護に係るサービスの提供基盤・支援体制の整備・充実、身近な地域住民による見守りや支えあいといった地域福祉の推進に取組み、地域を基盤としたケア体制の構築に努めてきました。

現在、本市の高齢化率は18%台で推移しており、今後高齢化が進行することを見据え、家庭における虐待の防止及び早期発見・対応体制の構築、認知症高齢者など判断能力が十分でない人に対する支援体制の充実に努めます。さらに、高齢者が健康かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を過ごし、何らかの支援が必要になっても、高齢者の個性が尊重され、尊厳を保持しながら、住みなれた家庭や地域で生活できるような社会の仕組みづくりをめざします。

(1) 高齢者の人権と権利擁護の推進

すべての市民が高齢者問題を自分自身の問題として考え、一人ひとりが果たすべき役割を認識し、ノーマライゼーション[※]の理念のもと、高齢者が社会の重要な構成員として家族や社会の中で、健やかで充実した生活を過ごすことができるよう、「栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者施策を総合的かつ計画的に推進します。

特に、高齢者の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者虐待防止や認知症理解促進などについての啓発を図ると共に、成年後見制度[※]の活用、虐待への対応、特殊詐欺や悪質商法による消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護[※]のために関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

(2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の充実

高齢者が生きがいを継続的に持つとともに、自らの経験・知識などを活かし、積極的に社会参加・参画できる環境づくりを進めるとともに、生きがいづくりなどの事業に主体的に参加していけるよう、情報提供や機会の創出に努めていきます。特に、他の世代との交流や相互支援の活動を進めるとともに、高齢者が自ら社会の一員として寄与する活動を推進します。

また、定年延長や雇用継続、再就職など一人ひとりの意思と能力に応じた雇用・就業の機会が確保できるよう関係機関との連携を強め、企業の意識啓発に努めるとともに、高齢者の就労ニーズに応じた就労支援に努めます。

(3) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、医療や介護などのサービスが必要に応じて提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし施策を推進するとともに、在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図るため、広報・啓発活動を充実させます。

高齢者が住み慣れた地域においていつまでも安心して暮らすことができるように、居住支援を含めた生活環境のバリアフリー化や公共施設のユニバーサルデザイン化の推進に努めます。また、災害時の避難行動対策も含めて、高齢者の孤立化や認知症高齢者に対して隣近所やボランティアによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。

4-5 障がいのある人

障がい者施策においては、「完全参加と平等」の実現、ノーマライゼーション・リハビリテーション※の理念を柱として、保健・医療・福祉をはじめ、就労や教育、まちづくりといった各分野での取組を推進しています。

日本では、平成19年（2007年）に署名した国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成23年（2011年）に「障害者基本法」の改正、及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の制定、平成24年（2012年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が制定されました。また、平成25年（2013年）には人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向けた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の成立及び「障害者雇用促進法」の改正が行われました。こうした法整備を踏まえて、平成26年（2014年）には「障害者の権利に関する条約」に批准し、障がいのある人の権利や尊厳を保護し、自立と社会参加を支援・促進する仕組みの整備が順次進められてきました。

しかしながら、障がいのある人に対する理解・認識がまだまだ十分でないことから、偏見や差別が社会のさまざまな場面で見られます。障害者差別解消法では、「障がいを理由とした差別的取扱いや権利侵害」を禁止し、「社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供」を求めている。障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現が重要です。また、発達障がいに関しては、平成28年（2016年）に「発達障害者支援法」が改正され、慣行や制度といった「社会的障壁」によって日常生活が制限されないよう、切れ目のない支援が受けられる体制の構築が求められています。

本市では、障がいのある人の自立と社会参加・自己実現を支援するまちづくりを推進するため、「栗東市障がい者基本計画」・「栗東市障がい福祉計画」、「栗東市就労支援計画」を策定し、保健・医療・福祉をはじめ就労・教育などの多分野における取組を推進、また、駅などの公共施設や歩道整備のユニバーサルデザイン化を進めています。

しかし、障がいのある子どもの放課後の居場所や学校卒業後の就職、また、障がいのある人に対する理解がまだ十分でなく、その結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で支えるまちづくりとともに、障がいのある人や障がいへの理解を深める取組や社会参加の場を広げる取組、生活支援の充実、就労の環境づくりを推進し、すべての人が住みやすいまちをめざします。

(1) 障がいおよび障がいのある人への理解を深める福祉学習・交流活動の推進

障がいのある人に対する理解を深め、共に生きる社会づくりを理念とするノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方を社会に浸透させるために、「栗東市障がい者基本計画」に基づき、総合的かつ効果的な施策を推進します。

特に、障がいのある人の社会参加を目指し、総合的な理解や支援が促進されるよう啓発に努めるとともに、ボランティア活動に携わる人材を育成し、活動に対する支援の充実に努めます。また、文化・芸術活動やスポーツを通してふれあいや交流を積極的に行うなど、相互理解を深め共生を推進できるような機会を設けていきます。

(2) 一人ひとりのニーズに応じた支援を行う特別支援教育の充実

障がいのある幼児・児童・生徒の将来を見通し、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うことなど特別支援教育*の質的な充実に努めるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育て、社会的・職業的に自立するための教教育環境の充実に努めます。

(3) 地域で安心して暮らせる体制づくり

障がいのある人の住み慣れた地域での生活や社会参加を支援するため、多様できめ細やかな障がい福祉サービスや地域生活支援事業などの提供を図るとともに、必要なサービス量の充実・確保に努めます。特に、障がいの特性に応じた適切な配慮や障がいのある人一人ひとりのニーズに即した支援・サービスの利用に適切に結びつけられるよう、情報提供体制の充実に努めるとともに、サービス利用に関する相談支援体制の充実に努めます。

(4) 障がいのある人の雇用・就労支援体制の充実

就労は、障がいのある人の社会参加や自立のための重要な手段だけでなく、自己実現や生きがいづくりなどにも大きく関わっています。障がいのある人が円滑に、継続して就労できるよう、関係機関とのさらなる連携により、引き続き就労支援への取組と充実に努めます。

また、企業を対象に障がいのある人の特性や「障害者雇用促進法」や「障害者差別解消法」について啓発や研修を実施し、障がいのある人が働きやすい環境整備の促進に努めます。

(5) 障がいのある人の権利擁護の推進

障がいのある人の権利を擁護するため、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、成年後見制度などの権利擁護制度の啓発や利用促進に努めます。

特に、障がいのある人に対して施設や職場、家庭での虐待の根絶に向けて広報や啓発活動に努めるとともに、虐待を受けた人の保護・自立支援、養護者・家族介護者への支援、介護負担軽減などの取組を推進します。

4-6 外国人

日本では、国際化の進展を背景として、多くの外国人が暮らし、学び、働くようになり、住民レベルでの交流も活発に行われるようになってきています。

国においては、昭和54年（1979年）に「国際人権規約」、昭和56年（1981年）に「難民の地位に関する条約」、平成7年（1995年）に「人種差別撤廃条約」に批准し、人種や民族、宗教、国籍などの違いによる差別をなくし、これらに関係なく、すべての人びとの人権と基本的自由を保障することを基本として国際化政策が進められてきています。

しかし、在日韓国・朝鮮人などのオールドカマー*と呼ばれる人びとに対しては、過去の日本の植民地政策などによって生じた偏見や差別、本名ではなく通称名（日本名）を使用することを強いられる状況など、人権・人格を侵害される状況が依然として多く見られるほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ*が行われるなど社会的問題も起こっています。平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（「ヘイトスピーチ解消法」）が施行され、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解決に向けて施策を講じるよう定めています。

また、1980年代以降に来日した外国人（ニューカマー*）に対しては、平成2年（1990年）に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、南米国籍の日系人を中心に人口が増加し、言語や習慣、文化などが異なる外国人市民の滞在の長期化・定住化が進んでいます。このような状況下、無理解が引き起こす差別や偏見、派遣労働や非正規雇用など不安定な就労の問題、アパート・マンションへの入居拒否、十分な教育が受けられないなどの問題が発生しています。

さらに、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々も増えています。

本市では、近年増加した外国人市民に対応し、行政情報の多言語対応、市窓口での外国語対応など行政サービスの多言語対応を充実させています。また、ポルトガル語通訳による生活相談窓口を開設し、地域で安心して生活できる支援体制づくりに向けて取組を進めています。

しかしながら、外国人市民に対する偏見は依然として存在していることや、地域で安心して生活できる支援体制が十分とはいえない状況です。

外国人市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるという認識のもと、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、偏見や差別の解消だけでなく、外国人市民がしかるべき行政サービスなどを享受できる環境・条件整備を図り、国際理解教育や外国語活動を通じて国際感覚を身につけ、地域、企業、行政などが一体となって多文化共生社会*をめざします。

(1) 多文化共生のための教育・啓発の推進

日本人市民と外国人市民が互いを認め合い、同じ地域で共に暮らす仲間・パートナーとして共に築く地域づくりを推進するため、様々な機会をとらえて継続的に多文化共生の意識づくりに向けた啓発を推進します。

学校・園においては、国際理解教育や外国語活動の充実を図り、国際感覚を身につけた児童・生徒の育成に努めます。さらに、外国人児童・生徒が安心して学び、生活できるよう支援するとともに、自らの誇りと自覚を高めていけるよう適切な指導に努めます。

ヘイトスピーチについては、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねないものであることから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識の浸透を図るため、国と連携した啓発を推進します。

(2) 外国人市民が暮らしやすい環境づくり

外国人市民が生活を送る上で、母国との違いにより日常生活や医療などの現場において困らないよう、外国人市民のニーズを踏まえ、相談窓口の充実や子育て支援、行政情報の提供など、きめ細やかな取組を推進します。

また、外国人市民の就職や労働条件において、適正な雇用が行われるよう、関係機関との連携に努め、企業に対する啓発を推進するとともに、多様な媒体を活用して多言語による生活情報などを提供する中で、労働関係の相談や情報提供に努めます。

(3) 地域における多文化共生社会の取組推進

外国人市民が地域で孤立せず、自治会などの地域活動に参加できるよう地域コミュニティにおける異文化理解の促進に努め、交流を推進する事業の充実に努めます。

あわせて、外国人が日本の文化を理解するだけでなく、日本人も広く国際交流や異文化について学ぶことにより、多文化共生社会の取組において相互理解や交流を推進し、国籍によるさまざまな差別や人権侵害の解消をめざします。

4-7 インターネットによる人権侵害

スマートフォンや携帯電話などの急速な普及により、インターネットが情報収集ツールからコミュニケーションツールへと進展し、誰もが気軽に情報を発信できる手軽で便利なメディアとなりました。その反面、情報発信の匿名性を悪用して、掲示板やブログへの他人の誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断公開や不適切な投稿、差別的な書き込みなどの人権侵害が社会問題となっています。

また、インターネットを介しての個人情報の大量流出や有害サイトを利用した犯罪行為が発生しています。大人だけでなく子どもにまで利用が拡大したことにより、インターネットを通じた誘い出しによる性的被害やインターネット上のいじめが暴力行為に発展するなど、ネット社会での行為が現実社会に影響を及ぼす事件が発生しています。

国においては、平成14年（2002年）に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（通称：プロバイダ責任制限法）」を制定し、平成17年（2005年）に「個人情報保護法」の全面施行に際し、情報通信事業者などにおいて個人情報の利用目的や管理体制、苦情処理体制などのあり方を定めるなどインターネット上の人権侵害への対策を進めています。

また、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、平成21年（2009年）には「青少年インターネット環境整備法」が施行されました。平成26年（2014年）には「児童ポルノ禁止法」が改正され、児童買春、児童ポルノに係る行為を規制し、処罰するとともに、「リベンジポルノ被害防止法」が施行され、性的な画像などをその撮影対象者の同意なく、公表する行為を規制することにより、影響を受けた児童を保護するための対策が進められてきました。

すべての市民がインターネットとの関わり方を学び、個人情報やプライバシーの取扱いに関する正しい理解を深めた啓発活動を推進することにより、人権侵害のない社会をめざします。

（1）啓発と関係機関との連携

インターネットの普及により誰でも人権侵害を犯してしまうリスクを持っていることを多くの世代が認識できるようネットトラブルや犯罪行為について情報収集し、関係機関と連携して、正しい知識とモラルを持って情報発信・入手する能力（メディアリテラシー[※]）を高められるよう市民啓発に努めます。

また、ネットトラブルや犯罪行為に巻き込まれたときに、一人で悩みを抱えることがないような体制づくりをめざして、関係機関と連携して、相談・支援体制の整備を図ります。

（2）子どもに対する情報モラル教育

子どもを取り巻くスマートフォンやインターネットを利用する環境に対して、教員の指導力の向上、情報モラル教育の充実を図るとともに、スマートフォンなどの利用に関する適切なルール作りについて、児童生徒の主体的な活動の推進や家庭・地域への啓発を行うなど、子どもを守る取組を推進します。

4-8 さまざまな人権問題

日本では人権に関わるさまざまな問題があります。アイヌの人々、H I V感染者等、ハンセン病患者（元患者）等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮による拉致被害者等、ホームレス、性の多様性（L G B T）、人身取引（トラフィッキング）、東日本大震災に起因する人権問題など、それぞれの歴史や特性に十分に配慮し、教育・啓発から相談・支援まで、継続性のある取組を進める必要があります。

また、社会情勢の変化などにより顕在化している人権にかかわる課題も生じており、戸籍謄本などの不正取得による身元調査をはじめとするプライバシーの保護や大規模な自然災害時における人権への配慮、各種ハラスメント、自死をめぐる問題など、様々な課題の解決を図るための教育及び啓発を進める必要があります。

本市では、これらの人権問題について、正しい理解を深め、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進します。

（1）啓発と関係機関との連携

さまざまな人権問題に対する正しい理解を進めるための啓発活動への取組を推進します。そのために、各関係機関との連携の強化に努め、あらゆる機会を通じて、人権教育及び人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めます。

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

本市の庁内推進組織については、平成8年（1996年）3月に「栗東市人権擁護に関する条例」を制定し、あらゆる社会的差別や人権侵害をなくす施策を効果的に推進する必要があることから人権対策推進本部を設置しました。この計画に当たっては、人権対策推進本部のもとに、行政のすべての分野で緊密な連携・協力を確保し、総合的、効果的な推進を図るとともに、各部署において、この計画の趣旨を十分に踏まえ、人権尊重の視点に立ち、諸施策を実施します。

2 計画の進捗管理

計画に掲げた内容について、年度ごとに取組状況の把握や評価を行い、課題の洗い出しや必要な対策の検討を行ないます。

また、計画の見直し、検討については、計画の推進状況の点検や評価を行なうとともに、人権に深く関わりのある関係者で構成する人権擁護審議会において実施していきます。

3 関係機関・団体などとの協働・連携

本計画を推進するためには、市だけでなく、国や県の行政をはじめ、関係機関や市民で構成する人権団体との連携・協働を図ります。

本計画の周知を図るとともに、家庭、地域、学校・園、企業などにおいて人権問題を身近な問題として捉え、人権問題の解決に向けた取組が主体的に行なわれるよう推進していきながら、情報・学習機会の提供や人材育成などの支援を行ないます。

《参考資料》

■用語説明

<あ行>

インターネットによる人権侵害

インターネット上の掲示板やブログなどのサイトを通じて他人を誹謗・中傷・差別したり、差別を助長したりする表現を不特定多数に向けて掲出・発信し、人権侵害を行う行為全般のこと。

インクルーシブ

障がいのあるなしで区分することなく違いを認め、すべてを包み込む学校・社会が望ましいという考え方。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人びとの誤った意識に乗じ、たとえば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖をつけて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義理のないことを求める行為のこと。

LGBT

性の多様性を表す言葉で、それぞれ4つの性的なマイノリティの頭文字をとった総称。L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（体と心の性に違和感がある人。体の性別と異なる性別で生きるまたは生きたい人）。

オールドカマー

従来から多く日本に住んでいた外国人である在日朝鮮・韓国人などの総称としてオールドカマーという。これに対してニューカマーとは、近年日本に来日し、生活をしている人たちの総称。

<か行>

権利擁護制度

「権利擁護」とは、自己の権利を表明することが困難な人に代わり、ニーズ・意思の表明を支援し、代弁することをいい、「権利擁護制度」という場合には、そのこ

とを実現するための仕組み・制度を指し、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などがあげられる。

忌避意識

被差別部落の人と間違われたくないという意識が働いて、間違われる可能性があるのなら避けたいという意識。

< さ行 >

自尊感情

自分の性格等を肯定的にとらえるとともに欠点も受け入れ、自分を大切に思う気持ちのこと。

成年後見制度

認知症の人、知的障がいや精神障がいのある人などで判断能力が十分でない人を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を代わって行い、または本人による法律行為を助ける人を選任する制度。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ、性的脅迫のこと。相手が望んでいない性的言動によって、相手の身体や精神を不当に侵害すること。また、それに対する対応によって一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって環境を著しく悪化させること。なお、職場の上司等による職権や地位、人間関係といった組織の立場を利用したいやがらせの総称である「パワー・ハラスメント」は、セクシュアル・ハラスメントの一種である。

< た行 >

ダイバーシティ

多様な人材を積極的に活用しようという考え方。性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用すること。

多文化共生社会

複数の他者の民族、他者の文化の相互承認と共存が可能になっている社会の状態のこと。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、幼児教育・学校教育において適切な指導及び必要な支援を行うもの。

ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはその関係にあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などのほか、「大声でどなる」・「無視」・「友人や家族とのつきあいの禁止」といった精神的暴力がある。「DV」と略されることがある。

<な行>

ニューカマー

近年日本に来日し、生活をしている外国人のことをニューカマーという。これに対してオールドカマーとは、従来から多く日本に住んでいた外国人である在日朝鮮・韓国人などを指す総称。

寝た子を起こすな

寝ている子をわざわざ起こして泣かせることはない、の意から転じて、不必要なことをしたために生じる逆効果を示すことわざ。部落問題については、「何も知らない人にわざわざ問題の所在を知らせる必要はなく、そっと放置しておけば問題は自然に解決する」とする考え方の比喩的表現として用いられる。

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人など、社会的に不利な状況にある人を特別視するのではなく、すべての人が共に生活し、相互に人格と個性を尊重する社会こそノーマル（普通）だとする考え方。

<は行>

バリアフリー

人びとが生活を送る上で妨げとなる障がい・障壁（バリア）が社会から取り除かれた状態のこと。多くの場合、道路や施設、住宅、公共交通機関などにある階段や

段差などの物理的なバリアを指すが、人間関係の形成における意識や態度（無理解、先入観、偏見、差別など）も含まれる。

ヘイトスピーチ

人種、国籍、宗教、性別、障がい、出身・出生などに基づいて、個人又は集団を脅迫、侮辱し、おとしめたりする表現のこと。差別的憎悪表現ともいう。

<ま行>

メディアリテラシー

公共機関による広報、新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディア、書籍や雑誌等の出版物、映画、音楽、インターネットなどのさまざまな情報媒体を通じて発せられる情報に対して、その情報を主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。

<や行>

ユニバーサルデザイン

年齢、性、障がいの有無、能力を問わず、可能な限りあらゆる人が利用しやすいように施設、製品、情報を設計すること。もともと存在する障がい・障壁（バリア）を取り除くバリアフリーとは異なり、初めからバリアを取り除いた状態で設計すること。

<ら行>

リハビリテーション

高齢者や障がいのある人などの身体的・精神的・社会的な適応能力の回復を図ることだけにとどまらず、年齢や成長段階、生活段階に応じて、自らの能力を最大限に生かしながら、社会の一員として生きていくことができる社会をめざす考え方。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。仕事と育児の両立や多様な働き方の提供といった意味で使われることが多い。

■栗東市人権擁護に関する条例

平成8年3月29日

条例第9号

栗東市は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、「一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、市民すべてが平等に生きる権利を保障する」として、平成3年3月人権擁護都市宣言をした。

この人権擁護都市宣言に基づき、あらゆる社会的差別や人権侵害をなくし、市民すべての人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域づくりの実現のため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、法の下での平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、市民すべてに基本的人権を保障し、市民(事業所及び在勤者を含む。以下同じ。)一人一人の参加による人権擁護都市の確立を図り、あらゆる社会的差別(以下「差別」という。)のない心豊かで住みよい栗東市(以下「市」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的、計画的かつ積極的に推進し、行政のすべての分野で市民すべての人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民すべての責務)

第3条 市民すべては、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により、市が実施する人権擁護に関する施策に協力するとともに、自己啓発に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第4条 市は、市民すべての人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、地域、企業、関係行政機関等と緊密な連携を図りながら人権啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第5条 市は、この条例の目的を達成するために必要に応じて意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別をなくす施策を効果的に推進するため、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 差別をなくすこと及び人権擁護に関する重要事項について審議をする機関として、栗東市人権擁護審議会(以

下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(その他)

- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 栗東町同和対策推進委員会設置条例(昭和48年栗東町条例第18号)は、廃止する。

■栗東市人権擁護審議会に関する規則

平成8年5月1日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東市人権擁護に関する条例(平成8年栗東町条例第9号。以下「条例」という。)第7条第2項の規定に基づき、栗東市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営その他審議会に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例第7条第1項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、差別をなくすこと及び人権擁護に関する重要事項について、必要な審議を行うものとする。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権擁護委員
- (3) 教育関係者
- (4) 関係機関・団体の代表
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌する専門的事項について必要と認める場合は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員及び市長が委嘱する有識者で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちからこれを互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営その他必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係職員の出席及び資料)

第8条 会長は、議事に関して必要と認め

た場合においては、関係職員の出席を求め、又は資料の提出、説明などの協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部人権政策課において処理するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年6月4日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年7月9日規則第25号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(栗東町人権擁護審議会に関する規則の一部改正に伴う遡及適用)
- 16 前項の規定による改正後の栗東町人権擁護審議会に関する規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成15年4月1日規則第16号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第30号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

■栗東市人権擁護審議会名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
今 井 知 春	学識経験者	会長
夏 見 きみ子	人権擁護委員	
内 記 一 彦	教育関係者	
梅 景 康 裕	教育関係者	
山 口 康 雄	関係機関・団体の代表	
田 代 一 也	関係機関・団体の代表	
山 口 克 巳	関係機関・団体の代表	
黒 田 元 吾	関係機関・団体の代表	副会長
富 永 健 二 郎	関係機関・団体の代表	
朽 木 徳 壽	関係機関・団体の代表	
上 田 紀 子	関係機関・団体の代表	
高 畑 きぬ江	関係機関・団体の代表	
坪 口 一 昭	関係機関・団体の代表	
澤 絢 子	公募委員	

※ 平成29年9月末現在

■日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふこと

は、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならな

いのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定

めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第十章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

■世界人権宣言

昭和23年12月10日
第3回国連総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これ

らの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安

全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他

国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び

儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の

尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会

的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていないなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

栗東市人権擁護計画改定

平成29年9月

発行 栗東市役所

編集 栗東市総務部人権政策課
〒520-3088
栗東市安養寺一丁目13-33
電話 077-551-0108
FAX 077-554-1123
ホームページ <http://www.city.ritto.shiga.jp>
e-mail jinkenseisaku@city.ritto.lg.jp